

再エネ電力の共同購入支援事業に係る仕様書

1 事業の趣旨・目的

温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組みの一環として、再エネ電力の共同購入支援事業を実施する。本事業の展開により岐阜県内に再エネ電力の導入を促進し、再生可能エネルギーの一層の普及を進める。

※ 共同購入とは、再エネ電力の導入を希望する県内事業者を募集し、一括して調達することで、スケールメリットを生かした費用の低減を図る仕組み

2 事業名

再エネ電力の共同購入支援事業

3 協定期間

協定締結日から令和8年3月31日(火)まで。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

4 事業の概要

(1) 概要

本事業は、再エネ電力への切り替えを希望する購入希望者を募り、スケールメリットを活かした購入費用の低減を促し、再エネ電力への普及拡大を図る事業である。

なお、対象とする電圧種別は、特別高圧、高圧、低圧の全てとする。

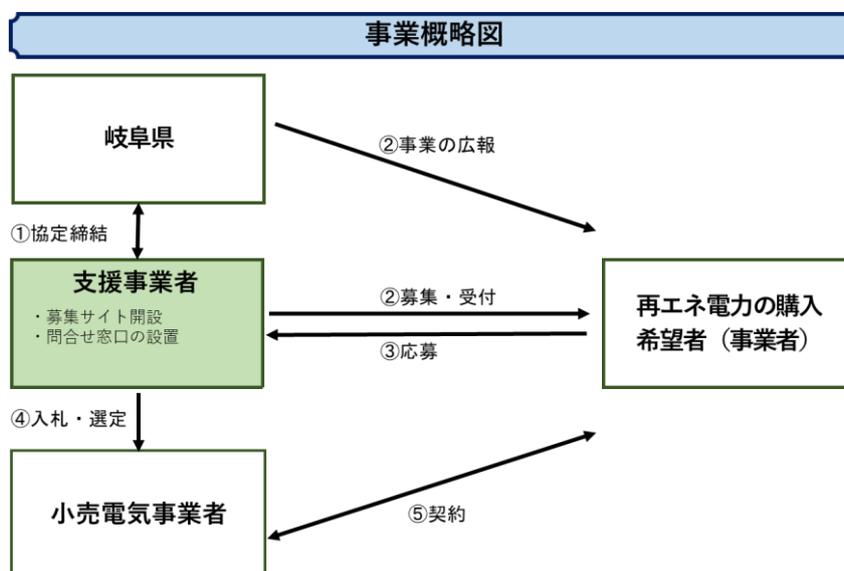
支援事業者は、県と協定を締結した上で、再エネ電力の購入希望者の募集、小売電気事業者の募集等、事業全体を管理する。

(2) 事業の流れ

事業は、次の①～⑤のとおり実施する（事業概略図参照）。

※事業の流れは県との打合せにより変更することも可能です。

- ① 県とプロポーザルにより選定された支援事業者が協定を締結。
- ② 支援事業者は、広告宣伝を行い、購入希望者を募集する。県は、本事業の広報を実施。
- ③ 興味関心のある県内事業者が応募。
- ④ 支援事業者は、入札を行い、小売電気事業者を選定する。
- ⑤ 購入を決めた購入希望者は、小売電気事業者と契約を締結。



(3) スケジュール（目安）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 購入希望者の募集開始 | 令和7年8月頃 |
| ② 購入希望者の募集終了 | 令和7年9月頃 |
| ③ 小売電気事業者の選定 | 令和7年10月頃～令和7年12月頃 |
| ④ 購入希望者と小売電気事業者の契約 | 令和8年1月頃 |
| ⑤ 再エネ電力への切替 | 令和8年4月頃 |

5 事業の内容

支援事業者は、次の内容について実施すること。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。
- ウ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するとともに、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。
- エ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を提出すること（任意様式）。

(2) 事業計画の策定等

- ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
- イ 事業計画について、県と協議して策定すること。
- ウ 事業スケジュールを作成すること。

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集

- ア インターネット・SNS等を活用する等、効果的な広告宣伝を行うこと。
- イ 具体的な広告宣伝の内容については、県と協議の上、定めるものとする。チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。
- ウ 県が広告枠を確保する媒体への掲載素材を制作すること。なお、デザインに係る経費は支援事業者の負担とする。
- エ 報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得ること。

(4) WEBサイトの構築及び運営

- ア 本事業に係るWEBサイトの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。
- イ WEBサイトを使用して購入希望者及び小売電気事業者の受付を行うこと。
- ウ WEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講じること。
- エ WEBサイトのアクセシビリティについて、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(5) 説明会の実施

- ア 購入希望者の募集期間中において、本事業に関する説明会（現地またはオンライン）を開催すること。
- イ 県が希望した場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的に、アンケート調査を実施すること。なお、調査内容は県と支援事業者の協議の上、決定する。
- ウ 説明会開催の周知は、支援事業者が作成するWEBサイト等にて行うこと。
- エ 説明会の他に、事業概要等の説明動画を作成し、WEBサイト等で公開すること。

(6) 入札準備

ア 電力メニューの設定

- ① 入札において、購入希望者が供給を受ける電力メニューを複数から選択できるようにすること。
- ② 電力メニューの設定においては、購入希望者への事前調査結果や全国の小売電気事業者の電力メニュー等を踏まえ、非化石電源比率や電力排出係数（基礎または調整後）等について県と協議の上、決定すること。

イ グルーピングの実施

- ① 入札に参加する購入希望者から収集した資料（現契約状況、電気使用量実績等）を基に適切なグルーピングを実施し、電力を供給する小売電気事業者の選定はグループ毎に実施すること。

ウ 入札資料の作成

- ① 入札説明書、電力供給業務仕様書、見積内訳書、電気供給業務契約書（案）など、入札にあたり必要となる資料を県と協議の上、作成すること。

(7) 入札の実施

ア あらかじめ設定する入札要件に基づき、小売電気事業者を募集すること。なお、選定する小売電気事業者は支援事業者と同一でないこと、並びに両者の間に資本関係または人的関係がないこと。

イ 入札の詳細については、県と協議の上、決定すること。

ウ 小売電気事業者の選定は、競り下げ方式入札（リバースオークション）により実施することとし、入札システムは、支援事業者にて構築、運用及び管理すること。

エ 小売電気事業者選定の入札参加要件には、次の内容を含めること。

- ① 経営実績が健全であること。
- ② 契約履行能力が十分であること。
- ③ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- ④ 関係法令を遵守すること。

オ 小売電気事業者選定の入札の結果については、その根拠となる資料とともに速やかに県へ報告し、公表すること。

カ 支援事業者は小売電気事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。

- ① 個人情報保護について
- ② 関係法令の遵守について
- ③ 支援事業者と小売電気事業者間の責任の区分
- ④ 本事業に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、小売電気事業者が誠意をもって対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告することとし、必要に応じて、支援事業者と連携して対応すること。

キ 本事業に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに県へ報告すること。

(8) 契約事務の支援

ア 入札後、購入希望者が入札結果を基に小売電気事業者と契約締結に向けて調整する際は、必要に応じて協力すること。

イ 入札が不調となった場合は、入札に参加した購入希望者への電力供給が安定して維持できるよう対策を検討すること。

ウ 契約後、契約相手方である小売電気事業者の都合により契約解除となり、新たな契約先が必要となった場合、支援事業者は購入希望者の協力要請に対し誠心誠意対応すること。

(9) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するための窓口の設置及び対応を行うこと。

イ 問合せ及び苦情の申し立てに対応する者への業務研修を行うこと。

- ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- エ 県に対して問合せ及び苦情の申し立てがあった場合は、速やかに対応を引き継ぐこと。
- オ 問合せ及び苦情の申し立てが発生した日時、場所、内容等を記録して、県へ報告すること。

(10) アンケート調査

- ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組みを実施すること。
- イ アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。
- ウ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で県に共有すること。

(11) 本事業の収益

支援事業者の収益は、小売電気事業者から得る契約件数に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、小売電気事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入希望者から直接利益を得る行為は禁止する。

(12) リスク管理について

本事業の実施に当たっては、支援事業者が全ての責任を負うこととし、県、小売電気事業者、購入希望者等、本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処すること。

6 実績報告

支援事業者は、本業務の完了後、本事業の成果物として毎年度3月31日までに以下の事業成果物を事務局に提出するものとする。

- (1) 業務完了届、実績報告書（入札参加者、契約実績、広報計画の実績等）
- (2) チラシ等広報に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果

7 著作権の譲渡等

成果物に関する所有権は、引渡時をもって県に帰属するものとする。著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

支援事業者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

支援事業者は、支援事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

支援事業者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

支援事業者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記3「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

支援事業者は、事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

支援事業者は、業務の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

支援事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 支援事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

支援事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、県は協定の解除ができる。この場合、県、小売電気事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、支援事業者はその損害を賠償しなければならない。

なお、次期支援事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び支援事業者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について県及び支援事業者が協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、協定期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期支援事業者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11 その他

(1) 本事業に関する内容については、本仕様書によるほか、支援事業者の提案内容に従い、協定締結後詳細な打合せにより、県及び支援事業者双方合意の上、決定することとする。

(2) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が発生した場合は、県及び支援事業者が協議することとする。

(3) 印刷物は、原則として岐阜県環境物品等調達方針に適合すること。ただし、在庫等の制約から岐阜県環境物品等調達方針の判断の基準等を満たす印刷用紙等の入手が困難な場合は、県と協議の上、決定すること。

(4) 支援事業者は、購入希望者及び小売電気事業者募集の際に次の事項について明示すること。

ア 支援事業者は、県を代理する権限を有する者ではないこと。

イ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものではないこと。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 仕様書本文中の 6 に示す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は支援事業者に帰属する。
- 2 成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は支援事業者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第 2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る支援事業者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために支援事業者が提供した成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る映像、原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）の著作権が帰属している場合には、支援事業者は、あらかじめ支援事業者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を支援事業者に譲渡させるものとする。
- 一 支援事業者の従業員
 - 二 本件協定によって実施される業務の一部が委託される場合の委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、手数料額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 県は、成果物等が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物等の内容を支援事業者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物等が著作物に該当する場合には、支援事業者が承諾したときに限り、既に支援事業者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 支援事業者は、成果物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を支援事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、第 2 項以外の改変を行う場合には、あらかじめ支援事業者の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第 4 支援事業者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本協定による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって支援事業者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 支援事業者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 支援事業者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 支援事業者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、支援事業者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と支援事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 支援事業者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 支援事業者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 支援事業者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 支援事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

- (2) 本業務を処理することができる機器等は、支援事業者の管理に属するものに限定するものとし、支援事業者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等支援事業者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 支援事業者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委託)

- 第10条 支援事業者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部を委託する場合は、県への報告を必要とし、委託ができるのは、原則として再委託までとする。
- 2 支援事業者は、県に委託の報告をする場合は、委託する理由及び内容、委託先事業者の名称及び所在地、委託先事業者において取り扱う情報、委託先事業者における安全確保措置の実施方法、委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
 - 3 支援事業者は、県の承認を得て本業務の一部を委託するときは、委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また支援事業者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、委託先（再委託している場合は再委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
 - 4 支援事業者は、委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、支援事業者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、支援事業者の建物も含め実地に調査し、又は支援事業者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、支援事業者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、支援事業者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

- 第13条 支援事業者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。
- 2 支援事業者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、支援事業者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 支援事業者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 支援事業者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 支援事業者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 支援事業者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 支援事業者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 支援事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 支援事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 支援事業者は、この協定による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、岐阜県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

- 2 支援事業者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 支援事業者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 支援事業者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 支援事業者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この協定による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 支援事業者は、この協定による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 支援事業者は、この協定による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 支援事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 支援事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 支援事業者は、この協定による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 3 支援事業者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱

いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 支援事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 支援事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 支援事業者は、パソコン等に記録されたこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 支援事業者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 支援事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 支援事業者は、この協定による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 支援事業者は、この業務による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 支援事業者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、支援事業者は、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、支援事業者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 支援事業者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 支援事業者は、この協定による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、支援事業者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

(1) 再々委託を行う業務の内容

(2) 再々委託で取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託が必要な理由

- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 支援事業者は、県の承諾を得て委託を行う場合であっても、委託の内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 支援事業者は、この協定による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第8に準ずるものとする。

- 2 支援事業者は、派遣労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、支援事業者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 県は、支援事業者がこの協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、支援事業者に報告を求めること及び支援事業者の作業場所を立入調査することができるものとし、支援事業者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 支援事業者は、この協定による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 支援事業者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 支援事業者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（協定の解除）

第15 県は、支援事業者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 支援事業者は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 支援事業者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。